

# 「白山市子どもの権利に関する行動計画（案）」に対するご意見と その取り扱いについて

募集期間：平成19年11月19日（月）～12月7日（金）  
結 果：1名の方から4つの意見

パブリックコメントに寄せられた行動計画へのご意見、ご要望とそれに対する市の考え方は、以下のとおりです。

## 記

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>子どもの権利条約に基づいた条例での子どもの権利を保障する考え方ですが、ユニセフのHPでは、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを挙げています。</p> <p>権利は権利であって分けられるものではありませんが、ユニセフ版の方がわかりやすいと感じます。</p>	<p>「白山市子どもの権利に関する条例」では、「安心して生きる権利」「守られる権利」「よりよく育つ権利」「参加する権利」の4つを掲げております。</p> <p>この4つの権利については、条例検討委員会において、国連の「児童の権利に関する条約」の内容を基本としながら、白山市の子どもたちが健やかに成長できるよう検討された骨子案を尊重しているものです。</p>
<p>相変わらずの役所的な「努めます」「推進します」で終わる文言ですが、目標には達成するゴールがあるはずで、4年間で達成するゴールを明確にする文章にしたらどうでしょうか。</p>	<p>文末の表現については、達成を目指す意思表示として使っているものですが、今後、行動計画策定委員会、子どもの権利委員会等において、検討していきたいと思います。</p>
<p>主な事業内容の中に数値で目標を書かれているものもありますが、例えば「職員に研修を実施します」とは、何回行うのか、何人に対して行うのか？不明瞭です。ここの数値をキチンと入れて達成率が客観的に評価できるようにしたらどうでしょうか。そうすれば子ども権利委員会の検証もやすくなると思います。</p>	<p>数値目標については、可能な限り加えていけるよう、関係部署と協議していきたいと思います。</p>
<p>民法には 第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならぬ。 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。 3 権利の濫用は、これを許さない。</p> <p>と書かれています。</p> <p>子どもの権利を守る事は必要ですが、民法の精神を理解する事がなければ十分ではないと思います。</p>	<p>白山市子どもの権利に関する条例で謳われている権利は、子どもが成長するうえでの基本的人権の範囲と解されることから、民法で定められている「私権」とは、少し趣を異にするのではないかと考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、市の条例に基づく行動計画である以上、当然、民法をはじめとした各法律との整合性は十分にとる必要があると考えております。</p>